

令和4年9月6日

第6回登米市上下水道事業運営審議会

下水道使用料の改定について



登米市上下水道部

1 下水道使用料改定の経緯

本市の下水道使用料は、平成 17 年度の 9 町合併時に最も安価な使用料に統一する形で見直しが行われ、平成 22 年度に 150 円/m³となるよう使用料を改定した後、使用料改定を実施していない。(消費税率の変更に伴う改定を除く。)

今回の使用料改定は、下水道事業において令和 2 年度に地方公営企業法の全部を適用したことにより下水道事業の経営状況が明確になったことを契機として、直近の財政状況の改善を行うために実施するものであり、長期的な財政状況の改善に向けては、現在「登米市下水道事業経営戦略」の改定に取り組んでおり、維持管理費の低減などについて検討を行っている。

登米市の下水道使用料体系の経緯

年 度	改定内容	基本使用料	超過使用料 (1m ³ 当り単価)			
		10m ³ まで	10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 200m ³ まで	200m ³ を 超えるもの
平成17年度 ～	合併統一	1,155円	120円	126円	136円	147円
平成22年度 ～	値上げ	1,500円	150円	160円	165円	170円
平成26年度 ～	制度変更	1,543円	154円	165円	170円	175円
令和元年10月 ～	制度変更	1,571円	157円	168円	173円	178円

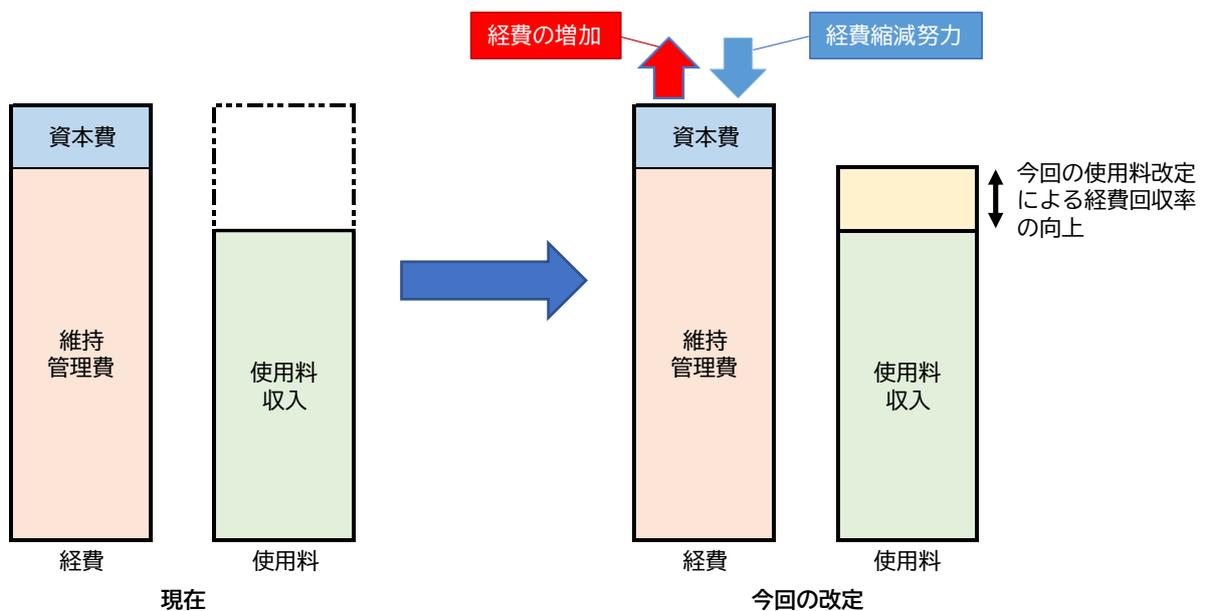
※消費税は内税

※制度変更は消費税率の変更に伴う見直し

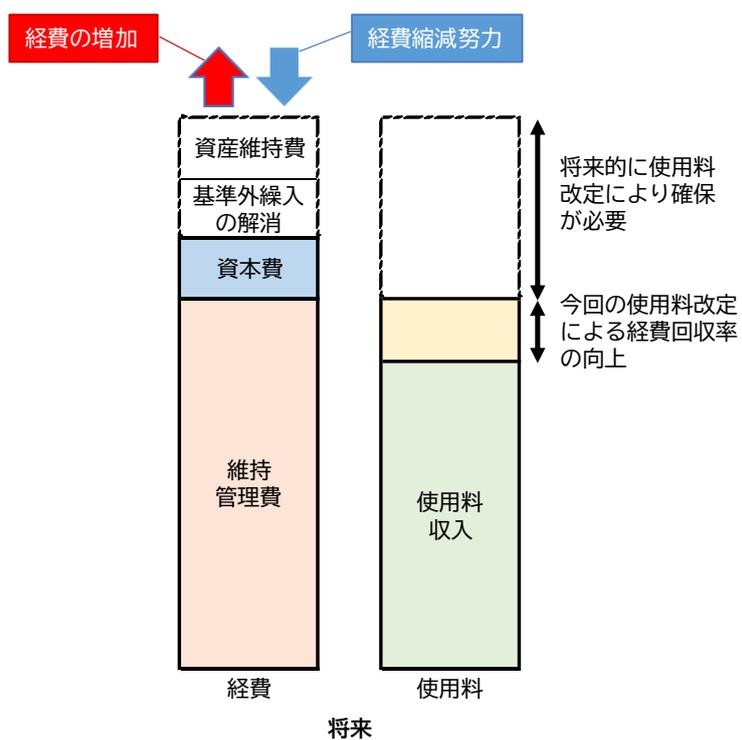
2 下水道使用料改定の目的

今回の使用料改定は、使用者負担の明確化及び経費回収率の改善を目的とし、今後の維持管理費の低減に向けた取り組みと合わせて、将来的な基準外繰入の解消及び、資産維持費の確保を実現するための第1段階として位置付けるものである。

- 経費のうち維持管理費について使用料収入により確保することとし、経費回収率（維持管理費）100%を目指す。
- 使用料を改定することにより下水道使用者による適正な負担を明確にし、合わせて一般会計繰入金金の削減を行う。
- 現在の基本水量制に対し、使用水量が基本水量以下の使用者に不公平感があることから、使用料体系の見直しを行う。



下水道事業の使用料については、将来的に使用料による独立採算を目指すものであるが、全ての経費を使用料により確保しようとした場合、使用料が大幅な値上げとなることから、今回の使用料改定においてはその第1段階として、経費のうち維持管理費について使用料により確保するものである。



3 平均改定率

平均改定率は、経費回収率（維持管理費分）が100%となる使用料収入とし、33%とする。

(単位：千円；税抜)

項 目		2023	2024	2025	2026	R5-R8 計
		R5	R6	R7	R8	
汚水処理費	維持管理費	1,016,884	967,375	1,010,630	969,897	3,964,786
	資本費	2,480,151	2,416,757	2,389,435	2,382,478	9,668,821
	計	3,497,035	3,384,132	3,400,065	3,352,375	13,633,607
控除額	繰入金（維持管理費）	762	762	762	762	3,048
	補助金（維持管理費）	25,000	0	40,000	0	65,000
	繰入金（資本費）	2,338,688	2,252,325	2,231,215	2,218,434	9,040,662
控除額を除く 汚水処理費	維持管理費	991,122	966,613	969,868	969,135	3,896,738
	資本費	141,463	164,432	158,220	164,044	628,160
	計	1,132,585	1,131,045	1,128,088	1,133,179	4,524,898
使用料対象経費		991,122	966,613	969,868	969,135	3,896,738
使用料収入（現行）		743,772	739,786	735,584	731,603	2,950,745
平均改定率		34%	31%	32%	33%	33%
使用料収入（33%改定）		989,217	983,915	978,326	973,032	3,924,490

※ 今回の使用料改定では、資本費は使用料対象経費の対象外

平均改定率を33%とした場合の令和9年度以降の経費回収率（維持管理費）については、令和11年度まで100%を確保できる見通しとなっている。

令和9年度以降の経費回収率（維持管理費）

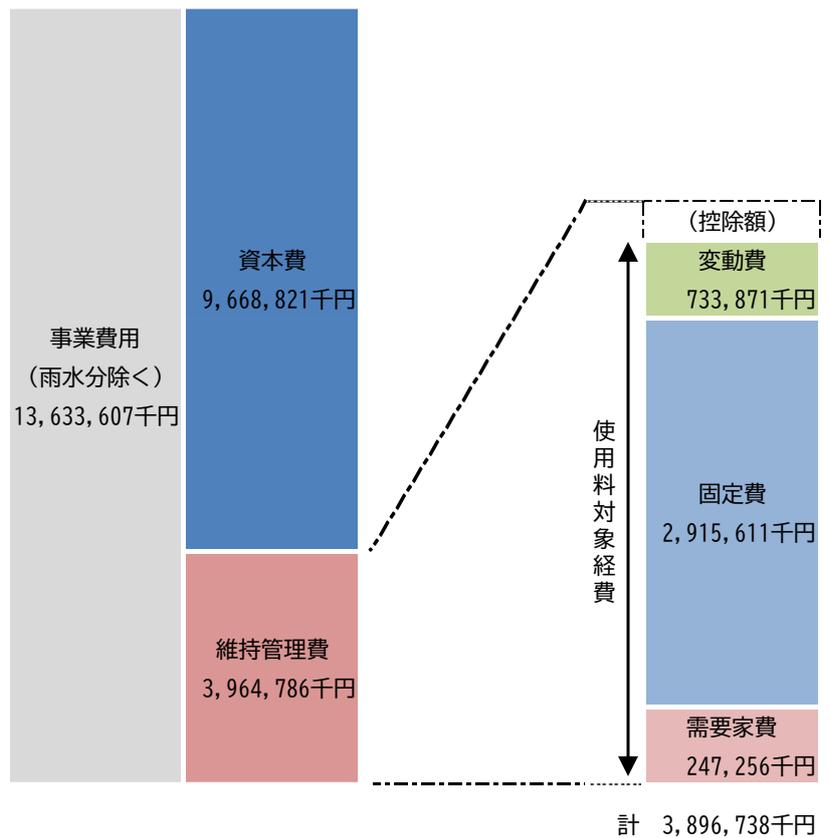
項目	使用料算定期間												
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	
使用料収入（改定後）	742,498	743,074	730,857	989,217	983,915	978,326	973,032	967,574	961,928	956,185	950,275	944,123	
汚水処理費	1,008,471	989,648	1,040,957	1,132,585	1,131,045	1,128,088	1,133,179	1,132,302	1,134,639	1,139,816	1,133,339	1,129,174	
汚水処理費（維持管理費）	927,815	922,392	1,010,966	991,122	966,613	969,868	969,135	968,557	971,885	971,680	971,401	975,058	
汚水処理費（資本費）	80,656	67,256	29,991	141,463	164,432	158,220	164,044	163,745	162,754	168,136	161,938	154,116	
経費回収率	73.63%	75.08%	70.21%	87.34%	86.99%	86.72%	85.87%	85.45%	84.78%	83.89%	83.85%	83.61%	
経費回収率（維持管理費）	80.03%	80.56%	72.29%	99.81%	101.79%	100.87%	100.40%	99.90%	98.98%	98.41%	97.83%	96.83%	
令和5年度から当該年度における							経費回収率の平均	86.73%	86.48%	86.19%	85.86%	85.61%	85.39%
							経費回収率（維持管理費）の平均	100.71%	100.55%	100.29%	100.02%	99.75%	99.42%

令和11年度まで経費回収率（維持管理費）100%を確保できる見通し（R5～R11までの平均）

4 使用料対象経費

使用料対象経費は維持管理費とし、基準内繰入金及び国・県補助金を控除した 3,896,738 千円とする。

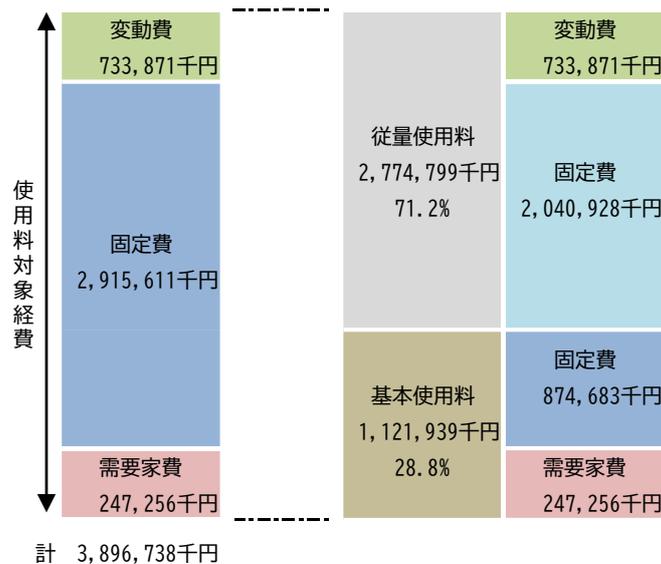
使用料対象経費は需要家費、固定費、変動費に分解するものとし、経費分解基準は「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年版）」の【資料5】経費分解基準を元に、登米市の実情を加味して決定した。（「資料2 経費分解基準」参照）



5 固定費の基本使用料への配分の考え方

使用料対象経費を基本使用料及び従量使用料に区分する。

基本使用料の額は需要家費及び固定費に見合う金額とするのが本来であるが、その場合、基本使用料が現行（1,571円；税込）に比べ高額（3,918円；税込）となるため、固定費についてはその一部を基本使用料の対象とするものとし、従量使用料には固定費の基本使用料対象分以外と変動費を充てるものとする。



計 3,896,738千円

※サンプル図（固定費の30%を基本使用料の対象とした場合）

固定費のうち20%～50%を基本使用料として見込んだ場合の基本使用料及び従量使用料をまとめると下表のとおりであり、次ページ以降に各ケースの基本使用料と従量使用料の内訳を示す。

項目	ケース別使用料							
	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	
基本使用料 (円/月)	税抜	940	1,100	1,270	1,430	1,600	1,760	1,930
	税込	1,034	1,210	1,397	1,573	1,760	1,936	2,123
従量使用料 (円/m ³)	単価(税抜)	164	157	149	141	133	126	118
	単価(税込)	180	172	163	155	146	138	129
使用料 (円/月)	10m ³	2,834	2,930	3,027	3,123	3,220	3,316	3,413
	20m ³	4,634	4,650	4,657	4,673	4,680	4,696	4,703
現行使用料に 対する比	10m ³	180%	187%	193%	199%	205%	211%	217%
	20m ³	148%	148%	148%	149%	149%	150%	150%

※現行使用料：10m³使用時 1,571円/月

20m³使用時 3,141円/月

項目	R5	R6	R7	R8	合計
調定見込み件数(件)	223,700	222,570	221,373	220,245	887,888
有収水量見込み(m ³)	4,712,462	4,687,725	4,661,616	4,636,903	18,698,706

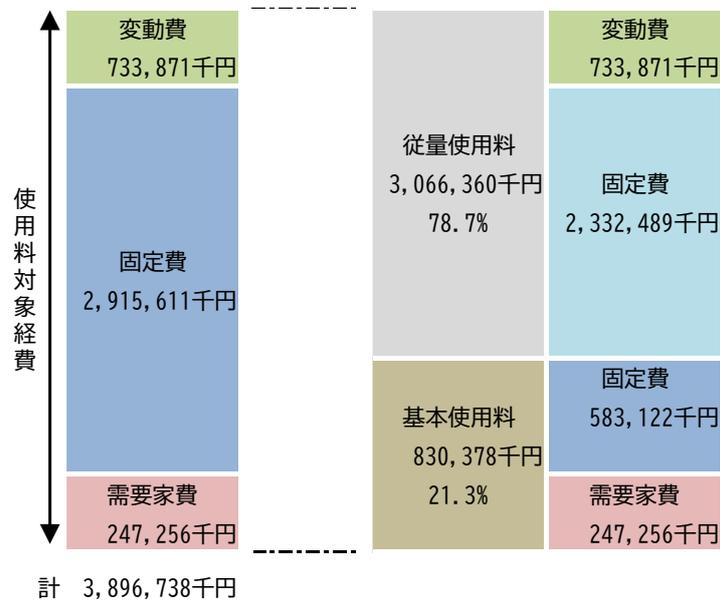
① 固定費の20%を基本使用料として配分した場合の基本使用料及び従量使用料

基本使用料 : 830,378千円; 税抜(使用料対象経費の21.3%)

1件当り : 940円/件; 税抜(1,034円/件; 税込)

従量使用料 : 3,066,360千円; 税抜(使用料対象経費の78.7%)

1m³当り : 164円/m³; 税抜(180円/m³; 税込)



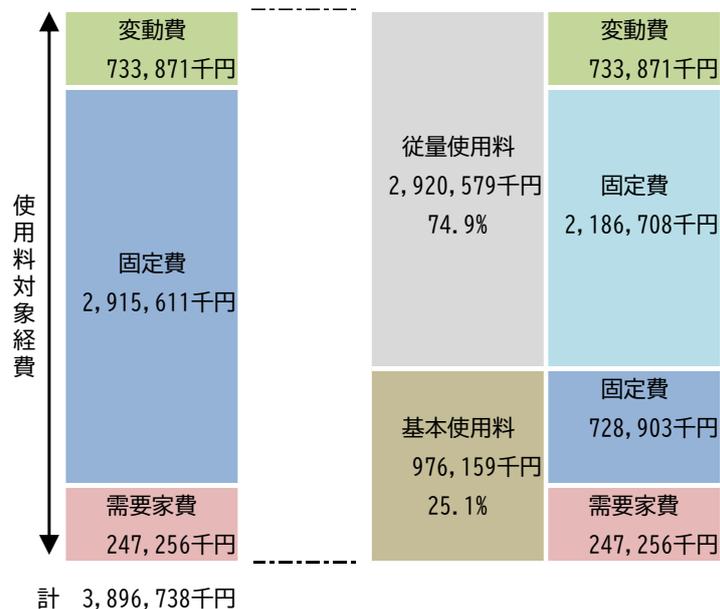
② 固定費の25%を基本使用料として配分した場合の基本使用料及び従量使用料

基本使用料 : 976,159千円; 税抜(使用料対象経費の25.1%)

1件当り : 1,100円/件; 税抜(1,210円/件; 税込)

従量使用料 : 2,920,579千円; 税抜(使用料対象経費の74.9%)

1m³当り : 157円/m³; 税抜(172円/m³; 税込)



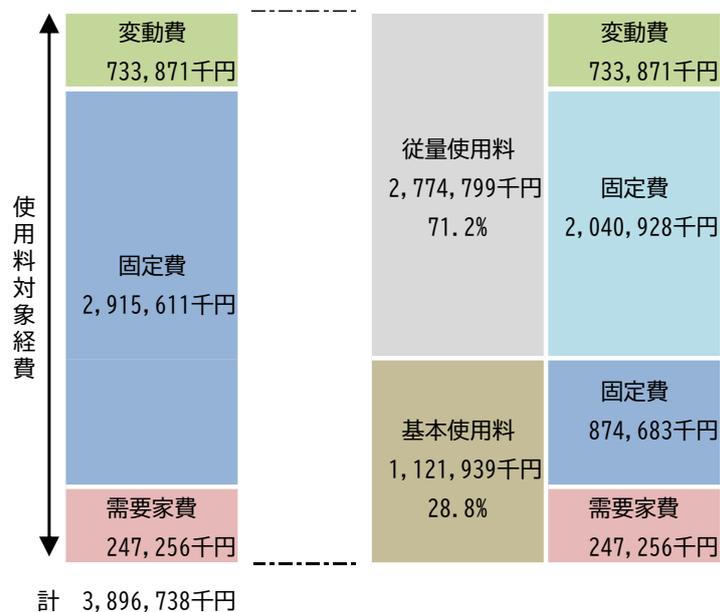
③ 固定費の30%を基本使用料として配分した場合の基本使用料及び従量使用料

基本使用料 : 1,121,939千円; 税抜 (使用料対象経費の28.8%)

1件当り : 1,270円/件; 税抜 (1,397円/件; 税込)

従量使用料 : 2,774,799千円; 税抜 (使用料対象経費の71.2%)

1m³当り : 149円/m³; 税抜 (163円/m³; 税込)



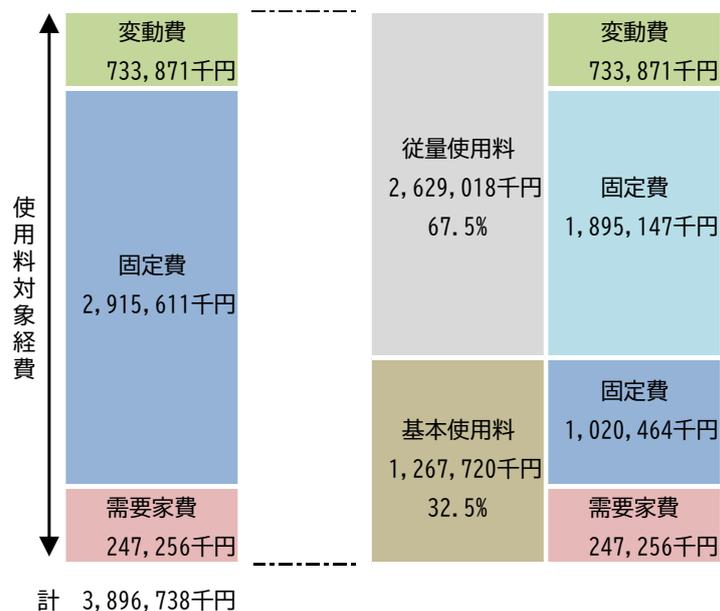
④ 固定費の35%を基本使用料として配分した場合の基本使用料及び従量使用料

基本使用料 : 1,267,720千円; 税抜 (使用料対象経費の32.5%に相当)

1件当り : 1,430円/件; 税抜 (1,573円/件; 税込)

従量使用料 : 2,629,018千円; 税抜 (使用料対象経費の67.5%)

1m³当り : 141円/m³; 税抜 (155円/m³; 税込)



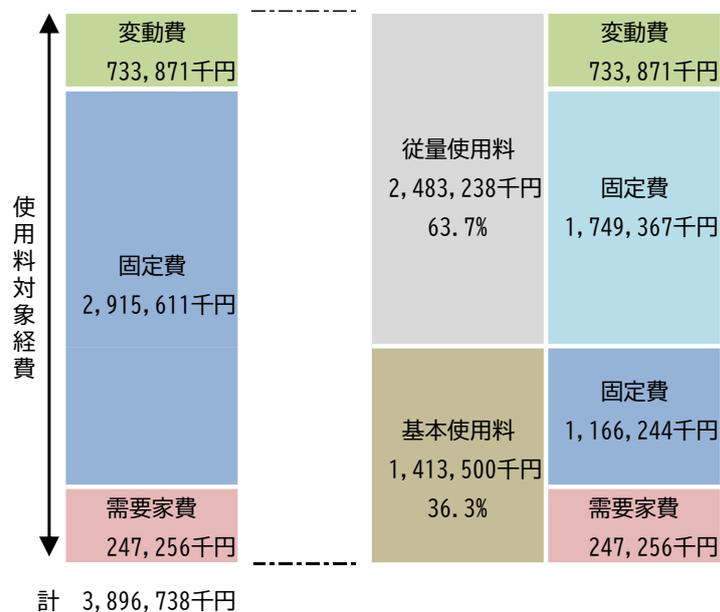
⑤ 固定費の40%を基本使用料として配分した場合の基本使用料及び従量使用料

基本使用料 : 1,413,500 千円 ; 税抜 (使用料対象経費の 36.3%)

1 件当り : 1,600 円/件 ; 税抜 (1,760 円/件 ; 税込)

従量使用料 : 2,483,238 千円 ; 税抜 (使用料対象経費の 63.7%)

1 m³当り : 133 円/m³ ; 税抜 (146 円/m³ ; 税込)



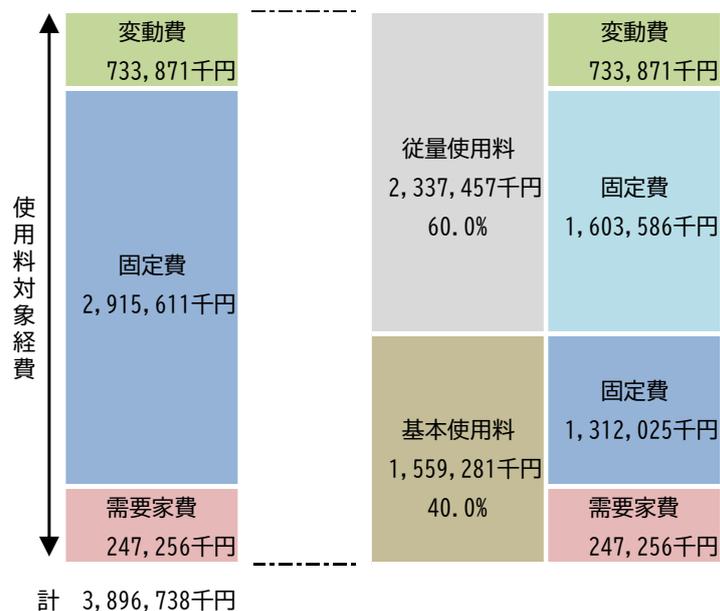
⑥ 固定費の45%を基本使用料として配分した場合の基本使用料及び従量使用料

基本使用料 : 1,559,281 千円 ; 税抜 (使用料対象経費の 40.0%)

1 件当り : 1,760 円/件 ; 税抜 (1,936 円/件 ; 税込)

従量使用料 : 2,37,457 千円 ; 税抜 (使用料対象経費の 60.0%)

1 m³当り : 126 円/m³ ; 税抜 (138 円/m³ ; 税込)



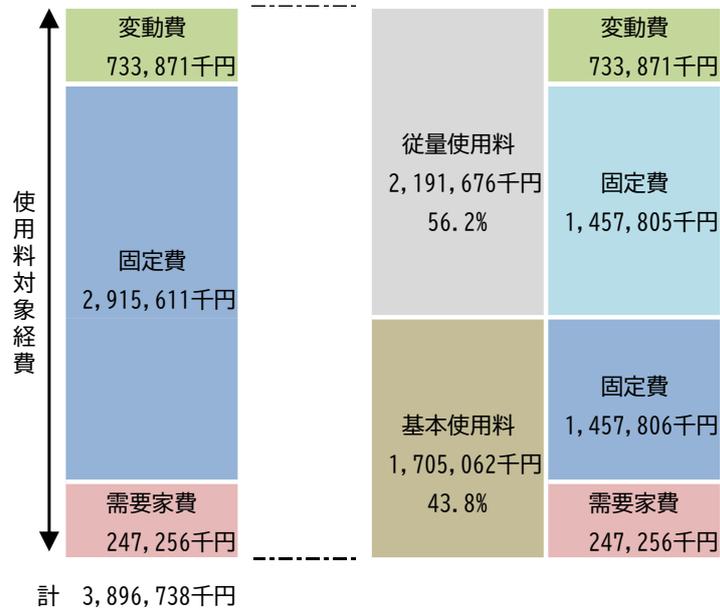
⑦ 固定費の50%を基本使用料として配分した場合の基本使用料及び従量使用料

基本使用料 : 1,705,062 千円 ; 税抜 (使用料対象経費の 43.8%)

1 件当り : 1,930 円/件 ; 税抜 (2,123 円/件 ; 税込)

従量使用料 : 2,191,676 千円 ; 税抜 (使用料対象経費の 56.2%)

1 m³当り : 118 円/m³ ; 税抜 (129 円/m³ ; 税込)



6 使用水量区分

今回の使用料改定において基本水量制の廃止を行うことから、使用水量区分の見直しを行う。

使用水量区分は水道事業の水量区分との整合を図ることで、より分かり易い使用料体系とする。ただし、水道事業は口径別に水量区分を設定しているのに対し、下水道事業では口径別の設定は行わないものとする。

下水道事業の使用水量区分

区 分	排出汚水量 (単位: m3)	
	現行	改定後
基本使用料	10以下	—
従量使用料	11 ~ 20	0 ~ 10
	21 ~ 50	11 ~ 50
	51 ~ 200	51 ~ 100
	201 ~	101 ~ 400
	—	401 ~

水道事業の使用水量区分

メーター口径 (単位: mm)		水量区分 (単位: m3)	
小口径	13 20	A	1 ~ 10
		B	11 ~ 50
		C	51 ~
中口径	25 30 40	A	1 ~ 100
		B	101 ~ 400
		C	401 ~
大口径	50	A	1 ~ 500
		B	501 ~ 2,000
	75	C	2,001 ~
	100	A	1 ~ 10,000
		B	10,001 ~ 15,000
		C	15,001 ~ 25,000
		D	25,001 ~